

「申請に対する処分」 基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定	
根拠法令・条項	土壌汚染対策法第14条第3項	
所 管 課	環境保全部	環境対策課
審 査 基 準	<p>○土壌汚染対策法（抜粋） （指定の申請） 第14条 土地の所有者等は、第3条第1項本文及び第8項、第4条第3項本文並びに第5条第1項の規定の適用を受けない土地（第4条第2項の規定による土壌汚染状況調査の結果の提出があった土地を除く。）の土壌の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第6条第1項第1号の環境省令で定める基準に適合しないと思量するときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の区域について同項又は第11条第1項の規定による指定をすることを申請することができる。この場合において、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の申請があった場合において、申請に係る調査が公正に、かつ、第3条第1項の環境省令で定める方法により行われたものであると認めるときは、当該申請に係る土地の区域について、第6条第1項又は第11条第1項の規定による指定をすることができる。この場合において、当該申請に係る調査は、土壌汚染状況調査とみなす。</p> <p>4 （略）</p> <p>○土壌汚染対策法施行規則（抜粋） （土壌汚染状況調査の方法） 第2条 法第3条第1項の環境省令で定める方法は、次条から第15条までに定めるとおりとする。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	2か月
	標準処理期間を設定できない理由	